

秋田地方最低賃金審議会

議 事 錄

令和2年度 第5回

令和3年3月3日（水）開催

1 日 時 令和3年3月3日（水） 13時30分～14時00分

2 場 所 秋田合同庁舎 第1会議室

3 出席者

公益委員 5名中4名出席

赤坂 薫 白木智昭 長岐和行 堀井 潤

労働者委員 5名中4名出席

今井裕子 後藤正文 佐藤伸幸 佐藤成樹

使用者委員 5名中5名出席

倉部稻穂 佐藤宗樹 堀江重久 若泉裕明 脇 正雄

[事務局] 秋田労働局

甲斐労働局長 酒井労働基準部長 柳原賃金室長

佐藤賃金指導官 佐々木賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議題

(1) 令和2年度の審議経過と総括について

(2) 各専門部会等の廃止について

(3) その他

5 配付資料

資料番号1 令和2年度秋田地方最低賃金審議会審議経過の概要等

(1) 秋田地方最低賃金審議会等審議日程一覧表

(2) 審議会等開催実績

(3) 秋田地方最低賃金審議会審議経過の概要

資料番号2 令和2年度特定最低賃金改正に係る専門部会報告

(1) 秋田県非鉄金属製鍊・精製業専門部会

(2) 秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、

その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・

同附属装置製造業専門部会

(3) 秋田県自動車・同附属品製造業専門部会

(4) 秋田県自動車（新車）・部分品・附属品小売業専門部会

資料番号3 令和2年度最低賃金決定状況

(1) 全国地域別最低賃金改定一覧

(2) 特定最低賃金審議改定状況

資料番号4 令和3年度秋田地方最低賃金審議会開催予定（素案）

資料番号5 「業務改善助成金」について

資料番号6 「秋田働き方改革推進支援センター」のご案内

資料番号7 業務改善助成金利用実績

資料番号8 「秋田県最低賃金」周知・広報一覧

6 議事内容

○杉本賃金調査員

ただ今から、令和2年度第5回秋田地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益代表委員4名、労働者代表委員4名、使用者代表委員5名、合計13名の委員がご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項に定める委員の3分の2以上又は各側代表委員の3分の1以上の出席が得られましたので、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。

なお、欠席は、公益代表 伊藤委員、労働者代表 畠山委員でございます。

なお、労働者代表委員1名が任期途中で変更となっておりますのでご紹介いたします。

労働者代表委員の佐藤成樹委員です。

○佐藤(成)委員

佐藤です。よろしくお願ひいたします。

○杉本賃金調査員

現在の秋田地方最低賃金審議会委員につきましては、机上に名簿を配布しておりますので、ご確認ください。

それでは、これからのお進行は、赤坂会長にお願いいたします。

○赤坂会長

それでは本日の進行を務めさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

議事に入る前に、本日の議事録署名委員を指名いたします。議事録署名は、秋田地方最低賃金審議会運営規程第7条において、会長のほかに会長が指名した委員2名となっておりますので、本日は労働者代表 佐藤伸幸委員、使用者代表 脇委員にお願いします。

本日の議題は、議事次第にありますように、議題1「令和2年度の審議経過と総括について」、議題2「各専門部会等の廃止について」、議題3「その他」となっております。

それでは、議題1の令和2年度の審議経過と総括についてですが、事務局から報告してください。

○柳原賃金室長

それでは、はじめに県最賃について、次に各特定最低賃金についてご報告いたします。

県最賃の専門部会での審議は、令和2年7月27日の専門部会からはじまり、8月5日の専門部会で全会一致で結審しております。

また、特定最低賃金につきましては、令和2年9月17日の合同専門部会からはじまり、10月13日の第3回非鉄専門部会をもって、全て結審しております。

それでは、資料により順次ご説明いたします。なお、資料にはインデックスとページ番号を付けておりますので、それを目印として見開いていただきますようお願いいたします。

まず、資料番号1-(1) 1ページの資料は、秋田地方最低賃金審議会等審議日程一覧表でございます。この一覧表は、本年度の本審、各専門部会等の開催日や一連の関係する日程等について、その状況をまとめて記載しているものでございます。

続きまして、資料番号1-(2) 3ページの資料は、今年度の全ての本審、各専門部会等の開催日の実績をまとめたものでございます。

次に、資料番号1-(3) 5ページの資料は、本年度の各専門部会等を含めた秋田地方最低賃金審議会全体の審議経過の概要でございますので、簡単に、日を追って順に報告させていただきます。

なお、4つの特定最低賃金専門部会の審議経過につきましては、このあと、報告させていただきますので、割愛させていただきます。

はじめに、7月1日に第1回本審を開催し、秋田県最低賃金の改正決定につきまして諮詢させていただき、今年度の審議方針等を決めていただいたところであります。

次に、中央最低賃金審議会において、7月22日、公益委員見解報告という形で、平成21年以来、目安が示されない答申となりました。また、すべての都道府県において、生活保護水準との比較では、前年度に引き続き、乖離が生じていないとされました。

これを受けまして、7月27日に第2回本審を開催し、令和2年度地域別最低賃金改正の目安の伝達を行いました。また、賃金改定状況調査の第4表の賃金上昇率がDランクでは、+0.9%になっていることや賃金実態調査結果等の説明を行っております。

同日、本審に引き続き、第1回秋田県最低賃金専門部会が開催され、部会長及び部会長代理を選出後、参考人2名の方から意見聴取を行いました。その後、金額審議に入り、労使双方から秋田県最低賃金の改正に係る基本的考え方と金額提示を行っていただき、その後、金額審議を行っております。

7月31日に第2回秋田県最低賃金専門部会を開催し、8月5日に第3回専門部会で金額審議を行った結果、労使の合意に至り、秋田県最低賃金を2円引上げ、792円とすることで全会一致により結審し、審議会令第6条5項を適用し、専門部会の決議をもって本審の決議としました。

6ページは、そのあとで行われた第3回本審では、秋田県最低賃金を2円引上げて、時

間額792円に改定する内容の専門部会報告を行い、局長に答申しております。

また、本審では、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問しております。

8月21日には特別小委員会を開催し、既設の4つの特定最賃の改正の必要性の有無について、審議いたしました。

いずれの特定最低賃金についても全会一致で必要性ありとの結論に達し結審しております。

同じく8月21日には、8月5日の答申に対しまして、異議申出が10件ございましたので、第4回本審を開催し、異議の取扱いについて審議を行い、8月5日の答申どおり決定することが適当であるとの答申をいただきました。

これによりまして、その後の官報公示の手続きを経て、10月1日に改定された最低賃金額792円が発効されることとなりました。

以上が、本年度の県最賃にかかる本審及び専門部会等の審議経過となります。

続きまして、4つの特定最低賃金専門部会の審議経過と結果につきまして、報告させていただきます。

令和2年9月17日の合同専門部会からはじまり、10月13日の第3回非鉄専門部会をもって、全て結審しております。また、12月25日から新しい特定最賃額が発効しているところですが、各専門部会での審議結果を本審に報告することになっておりますので、本日、報告させていただきます。

資料番号2-(1) 9ページの資料をご覧ください。

はじめに、非鉄金属製鍊・精製業専門部会の審議経過等でございますが、9月17日に合同専門部会を開催し、この日は、部会長、部会長代理の選出、意見聴取の方法、発効日の統一、専門部会の審議の進め方などにつきましてご審議いただき、さらには、事務局から賃金実態調査結果及び中小企業支援対策事業等について説明しております。

続いて、10月6日に、第2回専門部会を開催しまして、労使各1名から提出されました意見書の報告を行っております。

また、労使の基本的考え方と金額提示があり、引き続き金額審議が行われております。

10月13日の第3回専門部会におきましては、前回に引き続き金額審議が行われ、時間額を4円引上げ895円とすることを全会一致で議決し、結審しております。

この結果、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができるとする最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、当日、局長に答申されております。審議結果といたしまして、10ページ目に報告書を、11ページ目に報告書の別紙を添付しております。また、12ページ目が答申文でございます。

続きまして、資料番号2-(2) 13ページの資料は、電子部品・デバイス等製造業専門部会の審議経過等でございますが、合同専門部会につきましては、先程の非鉄金属の説明内容と同じでございますので、省略させていただきます。

9月30日に、第2回専門部会を開催し、労使各1名から提出されました意見書の報告を行っております。また、労使の基本的考え方と金額提示があり、引き続き金額審議が行われております。

10月7日の第3回専門部会におきましては、前回に引き続き金額審議が行われ、時間額を3円引上げ836円とすることを全会一致で議決し、結審しております。

この特定最低賃金につきましても、審議会令第6条第5項を適用し、当日答申されております。審議結果といたしまして、14ページ目に報告書を、15ページ目に報告書の別紙を添付しております。また、16ページ目が答申文でございます。

続きまして、資料番号2-(3) 17ページの資料は、自動車製造業専門部会の審議経過等でございますが、合同専門部会は先程と同じでございますので、省略させていただきます。

10月12日に、第2回専門部会を開きまして、労使各1名から提出されました意見書の報告を行っております。また、労使の基本的考え方と金額提示があり、引き続き金額審議が行われた結果、時間額を4円引上げ877円とすることを全会一致で議決し、結審しております。

この特定最低賃金につきましても、審議会令第6条第5項を適用し、当日答申されております。審議結果といたしまして、18ページ目に報告書を、19ページ目に報告書の別紙を添付しております。また、20ページ目が答申文でございます。

最後でございますが、資料番号2-(4) 21ページの資料は、自動車小売業専門部会の審議経過等でございますが、合同専門部会は先程と同じでございますので、省略させていただきます。

10月9日に、第2回専門部会を開きまして、労使各1名から提出されました意見書の報告を行っております。また、労使の基本的考え方と金額提示があり、引き続き金額審議が行われた結果、時間額を3円引上げ864円とすることを全会一致で議決し、結審しております。

この特定最低賃金につきましても、審議会令第6条第5項を適用し、当日答申されております。審議結果といたしまして、22ページ目に報告書を、23ページ目に報告書の別紙を添付しております。また、24ページ目が答申文でございます。

以上の結果、4つの特定最賃とも全て全会一致で結審され、発効日につきましても当初の申し合せのとおり、12月25日に同時発効することができました。

各特定最低賃金専門部会の審議経過等につきましては、以上でございます。

○赤坂会長

ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

特にないようですので、次に、議題2の各専門部会等の廃止に移ります。

専門部会の廃止については、最低賃金審議会令第6条7項により、本審議会の議決によ

ることとされております。令和2年度は地域別最低賃金専門部会と4つの特定最低賃金専門部会を設置しておりますが、本日をもって廃止することとしたいと思います。

また、秋田地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定に基づき設置しております特定最低賃金に関する特別小委員会につきましても、本日をもって廃止することとしたいと思います。以上、各専門部会及び特別小委員会を廃止することに、ご異議ございませんか。

○委員多數

異議なし。

○赤坂会長

それでは、各専門部会及び特別小委員会については、本日をもって廃止することといたします。

議題3のその他について、事務局で何かありますか。

○柳原賃金室長

それでは、私から3点につきまして、説明させていただきます。

1点目は、資料は特にございませんが、特定最低賃金の意向表明、特定最賃の引上げ額と労働協約等の賃金の最低額との関係性及び申し出状況の情報提供についてでございます。

例年、特定最低賃金の改正等の申出を予定されている場合には、3月末日までを期限として、意向表明していただくようお願いしておりますが、来年度に係る意向表明につきましても、改正及び新設の申出を、例年と同様に3月31日までに行っていただくこととさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、特定最低賃金の金額審議における上限額についてでございますが、すでに十分ご承知いただいていることは存じますが、改正決定等の申出における企業内最低賃金協定のうち最も低い賃金額が、改正される最低賃金額の事実上の上限となっていることにつきまして、再度、ご確認いただきますようお願いいたします。

また、これに関連して、今年度特定最低賃金において、改正の申し出状況について専門部会委員から第1回目の合同専門部会で資料として配布されているところですが、申し出状況をより早期に把握する必要があるとの意見がありましたので、来年度からは取りまとめ次第本審の使用者側委員に4産別とも資料の情報提供を行いたいと思います。

具体的には申出書の提出期限が7月末ですので、例年開催される8月上旬の第3回本審の後と考えており、内容等に質問、確認依頼等があれば事務局で確認したうえで、特別小委員会の場で説明させていただき、対応したいと考えておりますのでよろしくお願いいいたします。

2点目は、令和3年度の審議会開催予定素案についてでございます。

資料番号4 31ページの資料をご覧願います。今年度の開催実績をもとに作成しております。矢印で示しているのは、大体この辺で審議が行われるであろうという予測に基づき作成したものでございます。実際には、例年を基に早めに各委員の日程確認を行いまして、決定させていただきますので、ご協力方よろしくお願ひいたします。

今年度のように、10月1日発効ということであれば来年度は8月5日に結審することになりますので8月上旬の日程確保等ご協力方よろしくお願ひいたします。

3点目は、審議会議事録等の労働局ホームページへの掲載についてでございます。

審議会等の公開については、最低賃金に関する社会的関心の変化や情報公開の流れの中で、審議会等の更なる透明化が求められているところであり、他局においては以前からホームページに掲載しているところもあります。皆様には事前にお知らせしておりますが、当局においても今年度から掲載する予定としており、本審については議事録と資料を、専門部会については非公開部分もありますので、議事要旨を掲載する予定で事務処理を進めております。

また、特定最低賃金についても全国的に掲載している局が多く、こちらについても、議事要旨で掲載する方向で考えております。後日、案を作成のうえ委員の皆様、各特定専門部会の委員の皆様にも確認していただいた上で掲載したいと考えています。よろしくお願ひいたします。

私からは以上ですが、このあと佐藤指導官から冊子の資料について説明いたします。

○佐藤賃金指導官

それでは私のほうからは、資料番号5から8についてご説明いたします。

最初に、資料の順番が逆になりますが、資料番号8をご覧ください。秋田県最低賃金の周知・広報についてになりますが、この資料は県、市町村、商工会、商工会議所の広報誌やホームページへの改定秋田県最低賃金の掲載状況でございます。

賃金室では県最賃、特定最賃の発効前に、県内の地方自治体と商工会等団体、情報誌発行企業に、文書により文例を示して広報誌、ホームページ、情報誌への掲載依頼を行っており、12月には広報誌未掲載の市町村を直接訪問し、掲載依頼を行ったところでございます。このほかにも、秋田駅前屋外広告看板の利用、FMラジオでの周知広報を行っております。今後も効果的な周知広報に努めてまいりたいと考えております。

次に、最低賃金引き上げに向けた中小企業への支援事業関係についてご説明いたします。資料番号5をご覧ください。業務改善助成金についてですが、業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資、例えば、機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。

助成額は、申請コースごとに定める引上げ額以上、事業場内最低賃金を引上げた場合、生産性向上のための設備投資等にかかった費用に助成率を乗じて算出した額を助成します。

引上げ額が以前は、25円・60円・90円の3コースがございましたが、令和3年1月29日で受付終了となり、令和3年2月1日からは20円と30円コースのみ設定しております。また、令和3年度予算が成立した場合は裏面のとおりの内容となります。

資料番号7をご覧ください。秋田労働局の業務改善助成金の申請事例、実績でございます。今年度の申請件数は2月末日時点で5件となっております。裏面は平成31年度・令和元年度の申請事例となっております。前年度の申請件数は4件の実績になっております。

次に、資料番号6をご覧ください。秋田働き方改革推進支援センターのご案内について、でございます。

中小企業であっても時間外労働の上限規制、同一労働同一賃金の働き方改革関連法が適用されることから、働き方改革に取り組む事業主の支援を目的として、秋田県社会保険労務士会が秋田労働局の委託事業として実施しているもので、社会保険労務士等の専門家が様々なことについてワンストップで無料相談に応じております。相談方法はフリーダイヤルによる電話相談、来所による相談、メールによる相談、専門家の個別訪問による相談、出張相談会での相談があり、そのほかにも研修会などに講師を無料派遣しています。参考までに、賃金引上げ等に関連する昨年度、令和元年度のセンターの相談実績は35件、専門家派遣は246件となっております。

最後になりますが、秋田労働局では業務改善助成金や働き方改革推進支援センターのほかにもキャリアアップ助成金や働き方改革推進支援助成金などの最低賃金の引上げに関する中小企業・小規模事業者への支援を行っており、助成金の申請・支給の窓口である雇用環境・均等室と職業安定部と賃金室が連携しホームページへの掲載、事業主団体への周知依頼及び各種会合等での説明等、組織を上げた周知に取り組んでいるところでございます。

委員の皆様におかれましても、機会がありましたら是非、各種制度の利用勧奨等にご協力いただきますようお願い申し上げます。私からの説明は以上でございます。

○赤坂会長

ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。

特にないようですので、それでは特定最賃の意向表明は3月末までにお願いいたします。

また、新設される場合につきましては、関係労使の合意形成に向けたご努力もお願いいたします。

その他、事務局、委員の皆様、何かございますか。

特になれば、令和2年度の審議を終了するに当り、局長から、ご挨拶を頂きたいと思います。

○甲斐労働局長

あらためまして局長の甲斐でございます。本日は大変お忙しいところ、ご参集いただきましてありがとうございます。

今年度の最低賃金の審議につきましては先ほど室長の方からご説明させていただいていますとおり、全ての最低賃金におきまして全会一致ということで答申をいただきました。誠にありがとうございました。

特に今年度は新型コロナウイルス感染症の影響が全国に限らず、秋田県内地域におきましても経済・雇用・労働者の生活等、非常に大きな影響を与えております。そういった大きな影響を踏まえつつ、地方最低賃金審議会の自主性を発揮していただいて、またその自主性を確保しながらご審議していただきましたことを重ねて御礼申し上げます。

先ほど指導官の方からご説明いたしました改定後の各最低賃金につきましては各市町村あるいは関係団体、各種団体等を通じまして広報に努めているところでございます。

また現在県内の労働基準監督署におきましては、引上げ額はあまり高くはなかつたんですが、影響率の高い業種の事業所を対象にしまして最低賃金履行確保の指導を実施しているところでございます。まだ集計途中段階でございますが、一部には改定額の周知が十分でないといったことも聞いているところでございます。今後一層の周知工夫に努めてまいりたいと考えております。

またこれも先ほど指導官の方から話がありましたとおり、コロナ禍で大変な状況でございまして、中小事業主に対しましては各種助成金の活用などとか、センターの利用、こういったものを含めまして丁寧な周知に今後も努めてまいりたいと思っております。

また来年の審議、ちょっと気が早い話でございますが、新型コロナウイルス感染症はまだまだ収束が見えず、いろいろな事業主の方からも不透明、不安の声が聞こえるところでございます。来年も県内の経済・雇用等、こういったものを見ながら、県内の実情を踏まえた、場合によっては今年以上に地域の自主性の発揮をお願いするような審議になろうかと思っております。

委員の皆様方には今年度同様、ご協力いただきますよう、最後にこの場を借りてお願いいたしたいと思います。今年1年間、ご審議本当にありがとうございました。

○赤坂会長

この一年間、委員の皆様方には審議会の円滑な運営に多大なご協力をいただきましてありがとうございました。

これをもちまして、令和2年度の審議会を終了いたします。お疲れ様でした。